

平成 29 年 7 月
海事局船員政策課

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う 船員法施行規則の一部改正等について

1. 背景

近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、我が国の安定的な海上輸送の確保を一層推進するため、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成29年法律第21号。以下「改正法」という。)が平成29年4月21日に公布され、船員法関係として、新たに液化天然ガス等を燃料とする船舶に乗り組む一定の船員について資格の所持が義務づけられたほか、国際航海を行う船舶が受検する海上労働検査の検査項目が追加される等の改正が行われた(一部の規定を除き、平成29年10月1日に施行)。

今般、改正法の施行等に伴い、船員法施行規則等について、新たな資格の取得要件、新たな資格の認定に係る手続きその他所要の事項について定めるための改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 船員法施行規則の一部改正

- ① 液化天然ガス等燃料船に乗り組む危険物等取扱責任者の資格について、その認定に係る具体的内容等を規定することとする。
 - i) 危険物等取扱責任者を乗り組ませるべき船舶
危険物等取扱責任者を乗り組ませるべき液化天然ガス等燃料船として、平水を航行区域とする液化天然ガス等燃料船以外の低引火点燃料船(低引火点燃料(引火点が摂氏60度以下の燃料をいう。)を燃料とする船舶であり、貨物を燃料とする液化ガスタンカーを除く。)を規定することとする。
 - ii) 危険物等取扱責任者の乗組み基準
液化天然ガス等燃料船には、その職務に応じ、甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)及び乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の証印を受けた者を乗り組ませなければならないこととする。
 - iii) 危険物等取扱責任者の職務
甲種・乙種それぞれの危険物等取扱責任者(低引火点燃料)について、それぞれその職務を規定することとする。
 - iv) 危険物等取扱責任者の認定等
危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の認定について、その申請方法等を規定することとする。
 - v) 登録講習
危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の資格取得に必要な講習の内容、講習実施機関の登録の詳細等を規定することとする。
 - vi) 認定の有効期間等
液化天然ガス等燃料船に乗り組む危険物等取扱責任者の認定の有効期間及び更新手続き等について規定することとする。
- ② 液化天然ガス等燃料船の燃料タンクについて一定の操作を行った際に、その概要を

航海日誌に記載することとする。

③ その他所要の改正を行うこととする。

(2) 船員労働安全衛生規則の一部改正

① 液化天然ガス等燃料船の機関部の安全担当者について、登録安全担当者講習の課程修了者又は危険物取扱責任者であることを定めるとともに、当該講習の内容等に関して規定することとする。

② その他所要の改正を行うこととする。

(3) 船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正

条項ずれへの対応等所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成29年9月下旬

施行 (1)、(2)関係

平成29年10月1日

(3)関係

平成26年4月11日に採択された2006年の海上労働条約の改正が我が国について効力を生ずる日